

議案第 33 号

やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部を改正する条例に
ついて

やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部を改正する条例

やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例(平成23年橋本市条例第16号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後		改正前							
別表第2(第9条、第14条関係) 宿泊施設使用料(1室につき)		別表第2(第9条、第14条関係) 宿泊施設使用料(1室につき)							
施設区分 /利用者 区分	2人まで	3人	4人	5人	6人	2人まで	3人	4人	5人
白糸・五光 (定員6人)	12,000円	16,500円	20,000円	22,500円	24,000円	10,000円	12,953円	15,905円	18,858円
丹生・紅葉 (定員6人)	10,000円	13,500円	16,000円	17,500円	18,000円	9,048円	12,000円	14,953円	17,905円
備考									
1 夏期期間(7月1日から8月31日まで)については、1名につき 2,000円を、 <u>休日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23年法律第178号)に規定する休日の前日)については、1名に つき1,000円を加算する。</u>									
2 略									
備考									
1 夏期期間(7月1日から8月31日まで)及び休日(日曜日及び 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休 日の前日)については、 <u>1室につき1,000円を加算する。</u>									
2 略									

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のやどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の規定により指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。